



府食第477号

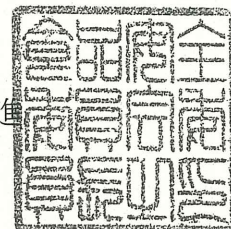
平成25年6月17日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年4月9日付け厚生労働省発食安0409第1号をもって貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

以下に掲げる事項については、改正後の規格基準が順守される限りにおいて、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

・清涼飲料水の基準設定項目の見直しについて

「改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」について、成分規格は現行の「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等の項目を規定する際に、現行の「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、硫化物について、改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格において規定しないこと。」について

（理由）

硫化物は性状関連項目であり、今後、通知で規定されることとなっている味、臭気、色度、濁度の規格により担保できるものであることからリスクの程度は変わらないため。また、これまでこれらの項目に起因する健康影響は報告されていないため。